

# 第1章 資料編

## 1. 計画策定の経緯

### 【生物多様性地域戦略とは】

生物多様性基本法により、生物多様性国家戦略を基本に都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるよう努めなければならないとされている計画です。

### 【第1次府中市生物多様性地域戦略について】

本市では2014（平成27）年に第1次府中市生物多様性地域戦略（以下、第1次戦略といいます。）を、独立した個別計画として策定いたしました。

第1次戦略では、府中市総合計画、府中市環境基本計画、府中市緑の基本計画など、生物多様性に関連する施策を含む他の計画との役割を区別し、国においても主要な課題と位置付けている「生物多様性の社会における主流化」を主眼とした計画として戦略を策定し、これに基づく様々な取組を実施してきました。

### 【第2次府中市生物多様性地域戦略の位置付けについて】

生物多様性の保全については多岐にわたる分野と関連を有するため、生物多様性の社会における主流化を一層推進するためには、本市の他の計画や施策と連携して取組を進めていくことが重要であると判断し、第2次府中市生物多様性地域戦略については、本市の環境行政における最上位計画である環境基本計画に包含して策定することとしました。

このことから、基本方針2は、生物多様性基本法第13条に基づく「府中市生物多様性地域戦略」として位置づけるものとなります。

### 1.1 世界の動向

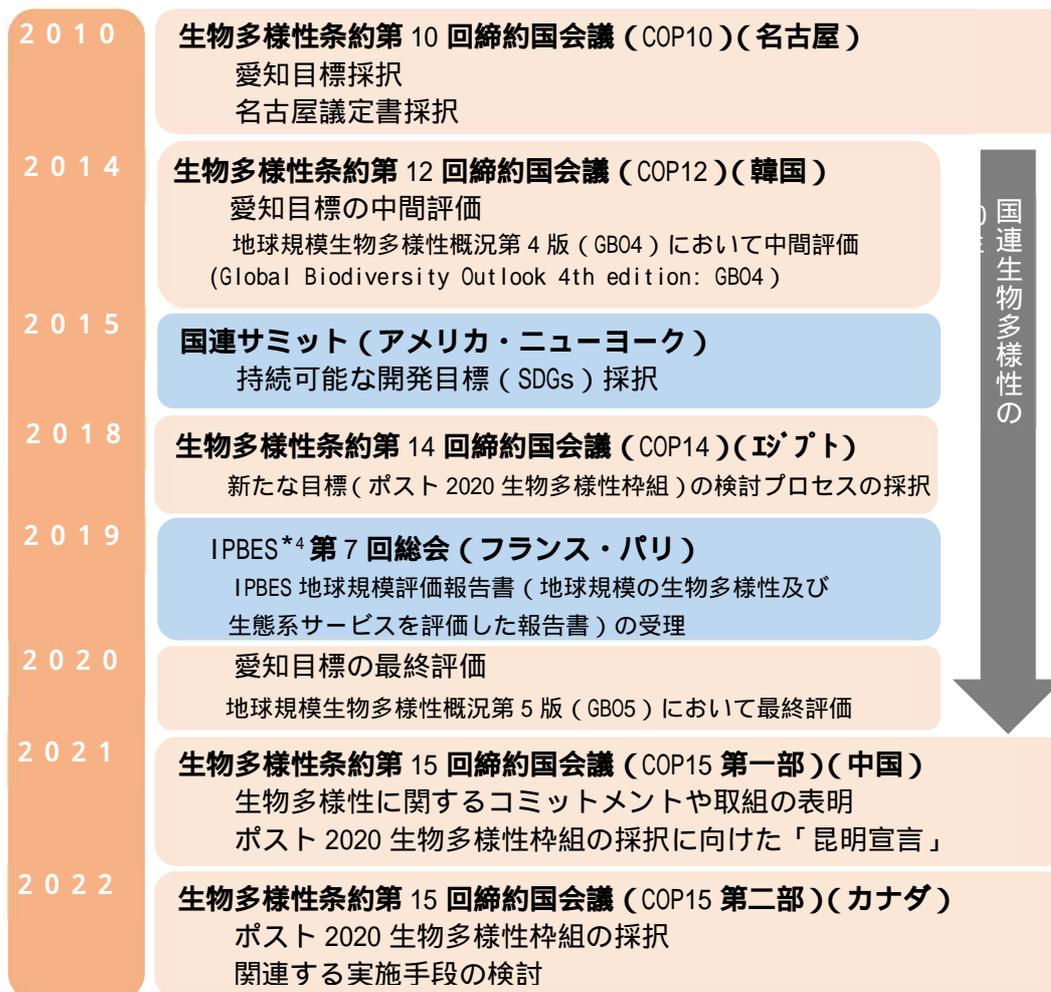
2010（平成22）年のCOP10において、生物多様性条約（1992（平成4）年採択）に基づき、自然と共生する世界を実現することを目指した愛知目標が採択されました。愛知目標に基づく戦略計画2011-2020では、長期目標（ビジョン）として「2050年までの自然と共生する世界の実現“Living in harmony with nature”」を掲げるとともに、短期目標（ミッション）として、「2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急的な行動を実施する」ために「20の個別目標」が掲げられました。

愛知目標の達成度評価については、2014（平成26）年のCOP12では地球規模生物多様性概況第4版（GBO4）により中間評価が行われたほか、2020（令和2）年9月に公表された地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）では、達成期限を迎えた愛知目標最終評価と、愛知目標の長期目標である2050（令和32）年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて必要な行動等がまとめられました。

GBO5の最終評価では、愛知目標の20の個別目標のうち、目標9「外来種の防御」など6つの目標が「部分的に達成」と評価したものの、「完全に達成できたものは何一つ無く、生態系の損失は続いている」と評価されました。未達成の理由として、各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが愛知目標の

達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかったこと等が指摘され、2050（令和32）年ビジョン達成に向けて移行が必要な8分野が示されました。

2021（令和3）年7月に公表されたポスト2020生物多様性枠組1次ドラフトでは、2050年の「自然との共生」に向けて2030年までの具体的なターゲットが示されました。そして、2021（令和3）年10月に中国の昆明で開催されたCOP15第一部では、「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択され、2022（令和4）年12月にカナダで開催されるCOP15第二部において「ポスト2020生物多様性枠組」が採択される予定です。



出典：中央環境審議会総会（第27回）資料（環境省）、IPBES第7回総会結果報告会資料（環境省）、環境省ホームページより作成

ポスト2020生物多様性枠組策定に向けた国際的な動向

<p><b>戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処</b></p> <p>目標1: 生物多様性の価値と行動の認識          目標2: 生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合          目標3: 有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用          目標4: 持続可能な生産・消費計画の実施</p>	<p><b>戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善</b></p> <p>目標11: 陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全          目標12: 絶滅危惧種の絶滅が防止          目標13: 作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化</p>
<p><b>戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進</b></p> <p>目標5: 森林を含む自然生態地の損失を半減一ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少          目標6: 水産資源の持続的な漁獲          目標7: 農業・養殖業・林業が持続可能に管理          目標8: 汚染を有害でない水準へ          目標9: 侵略的外来種の制御・根絶          目標10: 脆弱な生態系への悪影響の最小化</p>	<p><b>戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化</b></p> <p>目標14: 自然の恩恵の提供・回復・保全          目標15: 劣化した生態系の15%以上の回復を達し気候変動緩和・適応に貢献          目標16: ABSに関する名古屋議定書の施行・運用</p>
<p><b>愛知目標と達成状況: 部分的に達成した目標: 6 (黄色囲み)、未達成の目標: 14 (赤囲み)</b></p>	<p><b>戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化</b></p> <p>目標17: 国家戦略の策定・実施          目標18: 伝統的知識の尊重・統合          目標19: 関連知識・科学技術の向上          目標20: 資金を顕著に増加</p>

出典:「地球規模生物多様性概況第5版(GB05)の公表について」(環境省)  
 愛知目標の達成状況

**2050年ビジョン**  
自然と共生する世界

**2050年ゴール(A~D)及び2030年マイルストーン**

**A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持**

- i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加
- ii 絶滅リスクを10%減少
- iii 遺伝的多様性を90%維持

**B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化**

- i 意志決定において自然及びNCPが十分考慮されること
- ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期的持続可能性が確保されること

**C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ公平に配分**

- i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- ii 利益配分で非金銭的利益の増加

**D 2050年ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小**

- i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める
- ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする
- iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する

**2030年ミッション**  
地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

**2030年ターゲット(取るべき行動)**

**a 脅威の縮小**

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生・復元
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

**b 人々の要請に応える**

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上
11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恩恵を維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

**c ツールと解決策**

14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらないようにする
19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への公平な参加、先住民、女性、若者の権利確保

**実施サポートメカニズム/実現条件/責任と透明性/アウトリーチ、啓発、広報**

\*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提議。

出典:「ポスト2020生物多様性枠組に係る議論の概要」(環境省第1回ネイチャーポジティブ経済研究会)  
 ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトの概要

2050年ゴール(A~D)とヘッドライン指標	2030年ターゲット(取るべき行動)とヘッドライン指標		
<p><b>A 生態系15%増、縮減速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持</b></p> <p>A.0.1 選定された自然生態系及び改変された生態系の面積</p> <p>A.0.2 種の生息地指数</p> <p>A.0.3 レッドリスト指数</p> <p>A.0.4 種内で遺伝的に有効な個体数が500を超える個体群の割合</p> <p><b>B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化</b></p> <p>B.0.1 生態系サービスについての国の環境・経済勘定</p> <p><b>C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分</b></p> <p>C.0.1 伝統的知識を含むABS合意の結果としての遺伝資源の利用から受領した金銭的利益</p> <p>C.0.2 ABS合意から生じた研究・開発製品の数</p> <p><b>D 2050ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小</b></p> <p>D.0.1 GBF実施のための資金の調達</p> <p>D.0.2 国の生物多様性に関する計画策定プロセスと実施手段に関する指標</p>	<p><b>a 脅威の縮小</b></p> <p>1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持</p> <p>1.0.1 生物多様性を統合している空間計画でカバーされている陸域と海域の割合</p> <p>2. 劣化した生態系の20%を再生・復元</p> <p>2.0.1 劣化した又は転換された生態系内、再生が行われている生態系の割合</p> <p>3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全</p> <p>3.0.1 保護地域及びOECMのカバー率</p> <p>4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動</p> <p>4.0.1 人と野生生物との軋轢によって影響を受ける種の個体数の割合</p> <p>4.0.2 中期又は長期の保存施設に保存されている食料と農業のための植物の遺伝資源の数</p> <p>5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能にする</p> <p>5.0.1 合法かつ持続可能な方法で収穫されている野生生物の割合</p> <p>5.0.2 生物学的に持続可能な水準に収まっている漁業資源の割合</p> <p>6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減</p> <p>6.0.1 侵略的外来種の拡大速度</p> <p>7. 環境中の栄養分の喪失を半減し、環境への農業の放出を2/3削減し、プラスチック廃棄物の流出を根絶</p> <p>7.0.1 沿岸の富栄養化の可能性の指数</p> <p>7.0.2 プラスチックごみの密度</p> <p>7.0.3 耕作地における農業の使用</p> <p>8. 年100億トンCO<sub>2</sub>相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献</p> <p>8.0.1 土地利用と土地利用変化に起因する個別温室効果ガスインベントリ</p>	<p><b>b 人々の要請に応える</b></p> <p>9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保</p> <p>9.0.1 野生種の利用から生じる便益についての国の環境・経済勘定</p> <p>10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性を向上</p> <p>10.0.1 生産性が高く、持続可能な農業の下にある農地の割合</p> <p>10.0.2 持続可能な森林管理に向けた進展</p> <p>11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進</p> <p>11.0.1 生態系による大気質、水の質及び量の調整、及び災害と異常現象からのすべての人々の保護についての国の環境・経済勘定</p> <p>12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加</p> <p>12.0.1 市街地の中で公共に解放されている緑地と親水地の平均占有率</p> <p>13. ABSを促進・確保するための措置の実施</p> <p>13.0.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための法的、行政的または政策的な適用中の枠組みの指標</p>	<p>15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減</p> <p>15.0.1 生物多様性に対するビジネスの依存状況及び改善</p> <p>16. 廃棄物を半減させるべく、責任ある選択と必要な情報の入手を可能にさせる</p> <p>16.0.1 廃棄物指数</p> <p>16.0.2 人口1人あたりのマテリアルフットプリント</p> <p>17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施</p> <p>17.0.1 人の健康も考慮しつつ、バイオテクノロジーが生物多様性に与える潜在的な悪影響を防止、管理、およびコントロールするために講じられている措置の指標</p> <p>18. 生物多様性に有害な補助金を改善、年5,000億ドル削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする</p> <p>18.0.1 生物多様性にとって有害な補助金やその他の奨励措置で、転用、目的の変更、又は撤廃されたものの金額</p> <p>19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす</p> <p>19.0.1 生物多様性のための政府開発援助</p> <p>19.0.2 生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用に関する公共支出及び民間支出</p> <p>20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意思決定を先導の確保</p> <p>20.0.1 伝統的知識を含む、管理のための生物多様性に関する情報とモニタリングに関する指標</p> <p>21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民、女性、若者の権利確保</p> <p>21.0.2 先住民及び地域社会(IPLCs)の伝統的な領地における土地保有権</p> <p>21.0.1 IPLCs、女性・女児、青年が生物多様性に関係する意思決定への参加の割合</p>
	<p><b>c ツールと解決策</b></p> <p>14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合</p> <p>14.0.1 生物多様性の価値を主流化するために、どの程度、の国別目標が採択されているか</p> <p>14.0.2 環境経済勘定(SEEA)の実施として定義される、国の勘定及び報告への生物多様性の統合</p>		

出典：「ポスト2020生物多様性枠組に係る議論の概要」(環境省第1回ネイチャーポジティブ経済研究会)   
 ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトのヘッドライン指標

## 1.2 国の動向

国においては、令和2~3(2020~2021)年度にかけて「次期生物多様性国家戦略研究会」が全9回開催され、令和3(2021)年7月には、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた課題の洗い出し及び方向性を示す研究会からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。

それを踏まえて、令和3(2021)年8月に中央環境審議会自然環境部会に生物多様性国家戦略小委員会が設置され、生物多様性国家戦略の変更案の検討が行われています。令和4(2022)年3月に次期生物多様性国家戦略素案が示され、令和4(2022)年内の策定が予定されています。

そのほか、ポスト2020生物多様性枠組1次ドラフトで掲げるターゲットの3つ目である「陸域/海域の重要地域を中心に30%保全(30by30目標)」を達成するために必要な取組をまとめた「30by30ロードマップ」が、環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により令和4(2022)年4月に策定されました。

報告書では、以下について次の10年間に取り組むべきとされた。

生物多様性と生態系の健全性の回復(例; OECM<sup>6</sup>)

自然を活用した解決策(NbS<sup>7</sup>)の積極的活用(例; Eco-DRR<sup>8</sup>)

ビジネスと生物多様性の好循環とライフスタイルへの反映(例; ESG金融、認証品)

また、次期戦略は構造・目標・指標を大幅に見直して、目標の達成状況の明確化と多様な主体の行動を促す必要があると指摘された。

## 本戦略の背景

- ・世界的潮流 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての自然資本
- ・位置づけ・役割 生物多様性損失と気候危機：2つの危機の同時解決、コロナ危機との関係性、日本の課題

## 第1部：戦略

### 第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

#### 第1節 世界の現状と動向

- ・損失の直接要因（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある間接要因（社会経済活動）、他分野との統合的解決、自然資本管理のビジネス化等、世界的なトレンドと課題

#### 第2節 我が国の現状と動向

- ・我が国の生物多様性の現状と将来予測、4つの危機（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・社会経済に内在する危機としての「社会の価値観と行動」：生物多様性が主流化されていない状況

#### 第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・①世界目標、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・国家戦略で取り組むべき5つの具体的課題、その対処において重要な考え方の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS等

### 第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

#### 第1節 自然共生社会の理念

- ・「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

#### 第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・2050年ビジョン 『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』
- ・2050年ビジョンの下での社会像

### 第3章 2030年に向けた目標

#### 第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ネイチャーポジティブの実現：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

#### 第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・5つの基本戦略
  - ①生態系の健全性の回復：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
  - ②自然を活用した社会課題の解決：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
  - ③事業活動への生物多様性・自然資本の統合（ネイチャーポジティブ経済）：情報開示・ファイナンス
  - ④生活・消費活動における生物多様性との再統合（一人ひとりの行動変容）：理解・価値観、消費活動
  - ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・基本戦略ごとに設定する2030年における目標：
  - あるべき姿（状態目標）、なすべき行動（行動目標）、目標ごとの指標

### 第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

#### 第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・7つの考え方（①科学的認識・予防的かつ順応的なアプローチ、②地域に即した取組、③流域単位、④ランドスケープアプローチ、⑤わかりやすさの徹底、⑥社会課題解決への積極的活用、⑦連携・協働）

#### 第2節 進捗状況の評価及び点検

#### 第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

#### 第4節 各主体の役割

## 第2部：行動計画

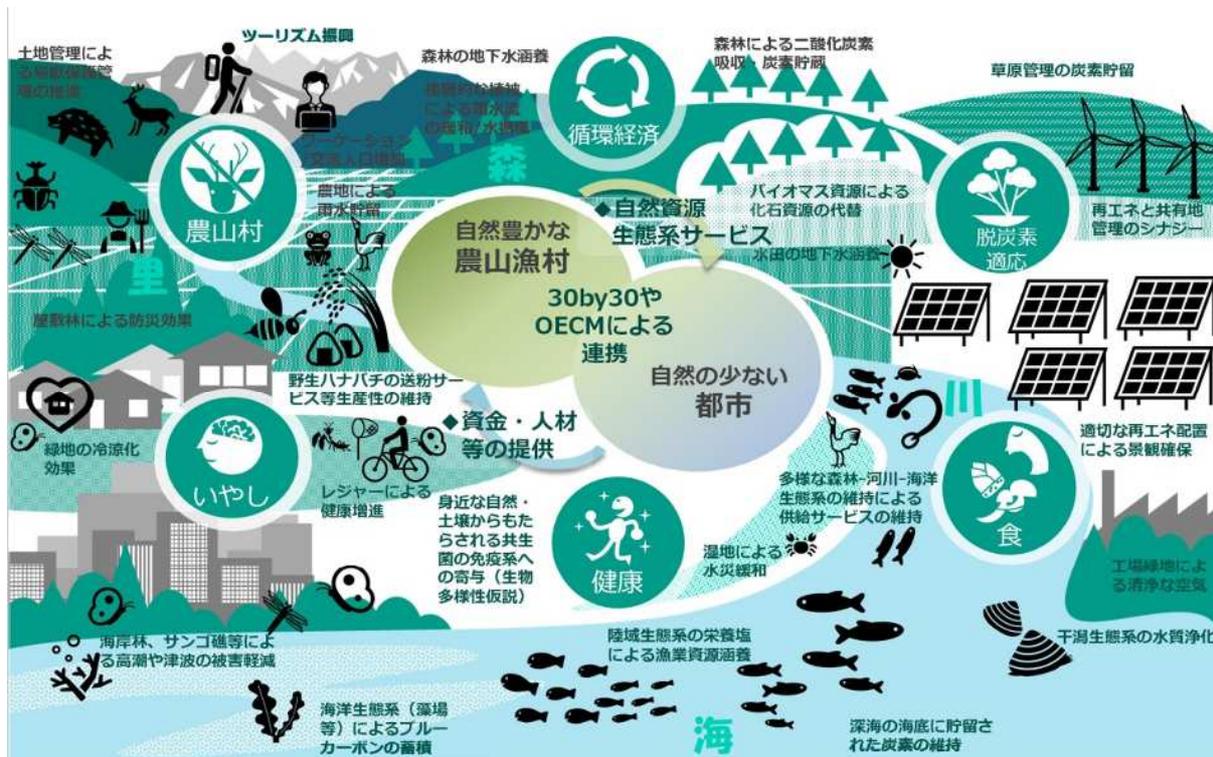
### 第1章～第5章 基本戦略の関連施策

- ・5つの基本戦略の下での行動目標ごとに関係省庁の関連する施策を網羅的に記載
- ・行動目標ごとに現状と課題を整理し、施策の方向性にそって具体的取組を記載

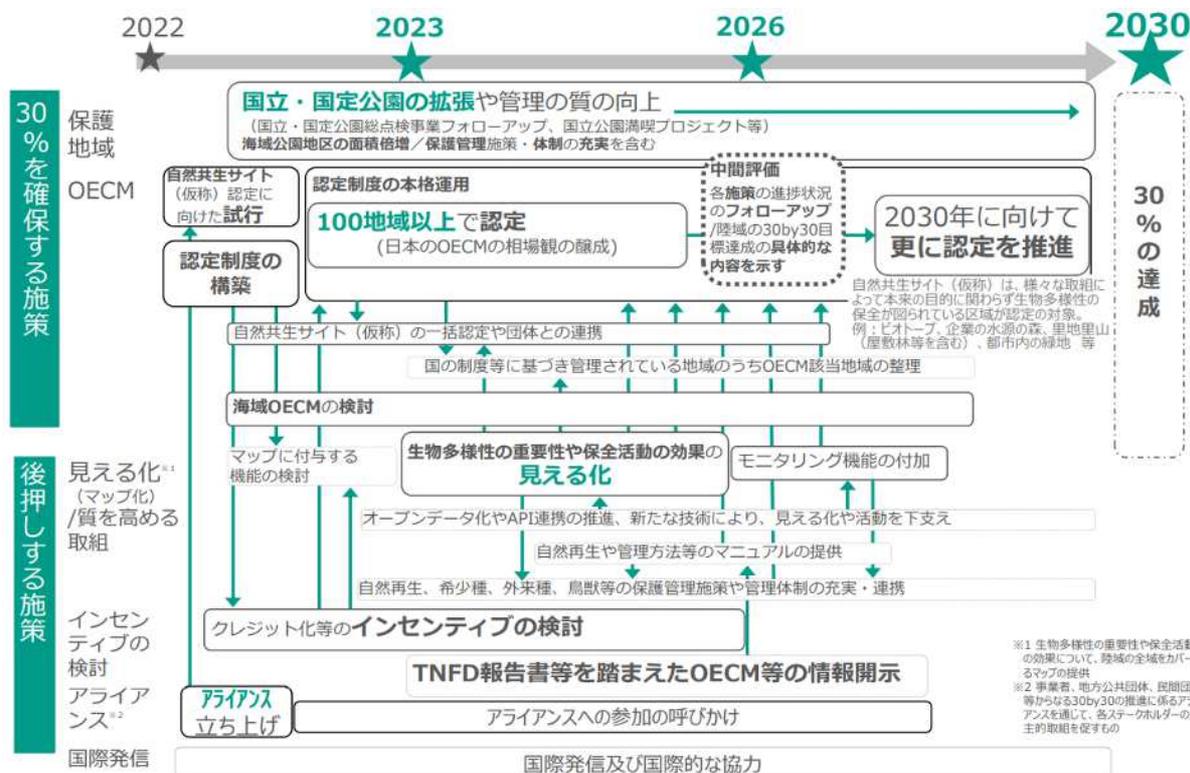
## 第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

- ・生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・30by30ロードマップ等

# 次期生物多様性国家戦略素案の概要



出典：「30by30 ロードマップ」（環境省生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）  
30by30 実現後の地域イメージ



出典：「30by30 ロードマップ」（環境省生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議）  
30by30 ロードマップの概要

### 1.3 東京都の動向

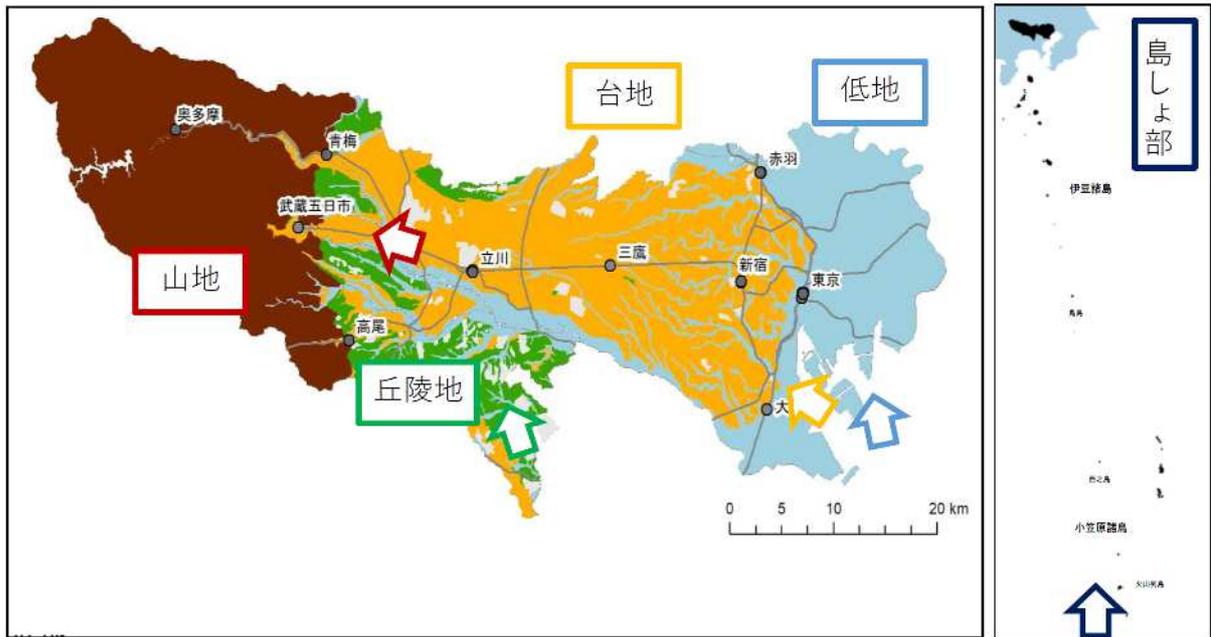
都においては、2012（平成 24）年に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が 2020（令和 2）年に計画期間を終えるため、2018（令和元）年 12 月から生物多様性地域戦略の改定に向けた検討を開始しています。

令和 4（2022）年 6 月に示された生物多様性地域戦略改定に係る「答申案の中間のまとめ素案」では、「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」を基本理念に掲げ、この基本理念を踏まえ、生態系サービスごとの 2050 年東京の将来像が示されました。また、各地形における具体的な取組や自然との関連性を整理する「地形区分ごとの将来像」も設定されました。また、2050 年東京の将来像を実現するために、3 つの基本戦略ごとに 2030 年行動目標が示されました。

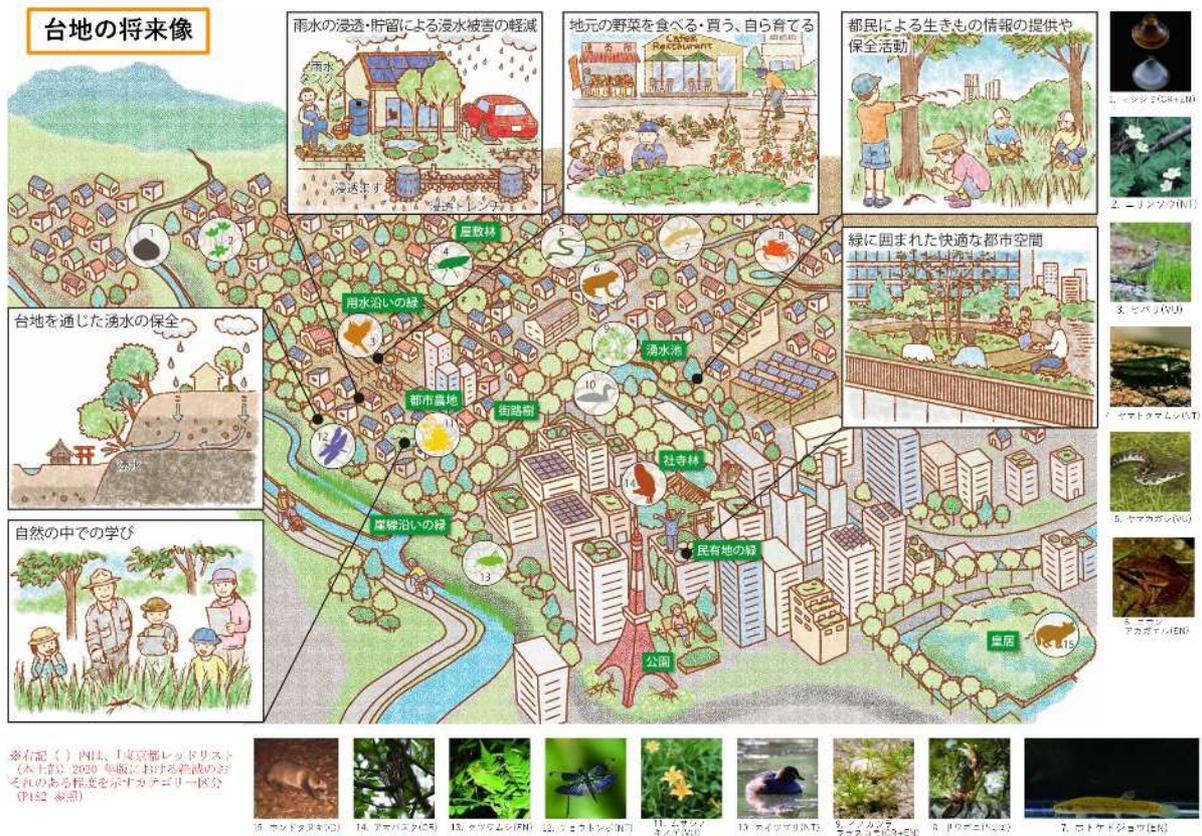
生物多様性地域戦略の改定版は、環境審議会での検討を進めている「東京都環境基本計画」と整合を図りつつ、2022（令和 4）年冬以降に改定の予定です。



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）  
東京都の生物多様性地域戦略改定における 2050 年将来像



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）  
 東京都の生物多様性地域戦略改定における地形ごとの 2050 年将来像の地形区分



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）  
 東京都の生物多様性地域戦略改定における台地の 2050 年将来像

## 台地の主な課題と将来像

### 緑地のエコロジカル・ネットワークの保全と回復

#### 【主な課題】

都心には都立公園などの比較的大規模な緑地が残っているものの、宅地などへの開発が進み、崖線などに残された緑地の更なる分断化が進んでいます。樹林などの管理不足や草地の減少により、明るいい林や草地にすむ生きものが減少しています。

#### 【将来像】

崖線・保全地域・公園、河川・用水・湧水、街路樹を軸とするエコロジカル・ネットワークの保全と回復に加え、環境認証を取得する企業による新たな緑地の創出が進み、身近な生きものが戻ってきています。



エコロジカル・ネットワークの軸となる崖線の緑の繋がり（国分寺崖線）



生きものに配慮することでコゲラが飛来した、都市部に広がる民間緑地（こげらの庭）

### 地域固有の生態系の回復

#### 【主な課題】

アライグマなどの外来種により、カエル類などの在来の生きものの捕食被害や、農作物被害などが生じています。また、公園の池などでは、オオクチバスやブルーギル、アメリカザリガニ、アカミミガメといった国外由来の侵略的外来種による影響のみならず、別の地域から持ち込まれた国内由来の外来種によって、在来の水生生物に対する捕食や競合、遺伝的攪乱などの問題が生じてきています。

#### 【将来像】

侵略的な外来種の防除が進み、希少な生きものが守られています。また、公園などではかいぼりやその後のモニタリングなどへの市民参画が活発化し、身近な自然の守り手が増える中、地域固有の生態系が回復しています。



井の頭池における市民協働でのかいぼり



地域固有の生態系が回復した井の頭池

### 東京の台地の持つ雨水浸透機能の活用

#### 【主な課題】

都市化の進展により樹林や農地の減少が進み、地面が建物やアスファルトに覆われることで、雨水が河川や公共下水道へ直接流れ込んでいます。雨水の地中への浸透が妨げられることにより、湧水が減少しています。

#### 【将来像】

東京の台地の水はけの良さを活用し、雨水を浸透させることにより、河川や公共下水道への負荷を低減し、浸水被害の軽減に寄与しています。また、十分に雨水がかん養され、湧水が復活しつつあります。特に武蔵野三大湧水池は拠点として保全されています。



周囲に降った雨水を集めて地下に浸透させるレインガーデン（世田谷区立上用費公園）



市街地に残された貴重な湧水群（真姿の池湧水群）

### 屋敷林・雑木林・農地・用水等のみどりを一体として保全

#### 【主な課題】

都市化の影響などにより、屋敷林・雑木林・農地・用水など台地に残るみどりは年々減少が進み、市街地における生きものの生息・生育環境としての役割や、雨水浸透機能が失われつつあります。

#### 【将来像】

多様な主体の取組みにより、屋敷林・雑木林・農地・用水などのみどりが一体となって保全され、生きものの生息・生育環境だけでなく、雨水浸透などの機能が維持されています。農地では、農業の担い手が育成されるとともに、多様な農業体験の機会が拡大しているほか、地元農産物が地域ブランドとして広まってきています。



生物多様性の拠点となる屋敷林（下保谷四丁目特別緑地保全地区）

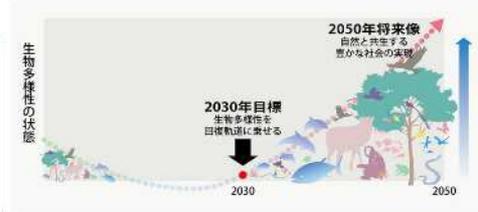


農家の指導で自ら野菜が作れる農業体験農園

出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）  
東京都の生物多様性地域戦略改定における台地の主な課題と2050年将来像

### 東京における2030年の目標（案）

「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブの実現）」



出典：「生物多様性地域戦略 2030 年目標について」（東京都 第 10 回生物多様性地域戦略改定検討会）  
東京都の生物多様性地域戦略改定における 2030 年将来目標

#### 基本戦略

##### I

生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいきます。

#### 基本戦略

##### II

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていきます。

#### 基本戦略

##### III

生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていきます。

出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）  
東京都の生物多様性地域戦略改定における 2030 年目標の実現に向けた 3 つの基本戦略

基本戦略Ⅰの行動目標①

「生物多様性保全エリア〇〇+」

【目標の概要】 ※既存の緑施策の強化の視点  
2030年までに「緑地の新たな確保」「公園緑地の新規開園」「自然地の保全管理」により、面積拡大と質の向上を目指し、行政の取組として面積を掲載する。さらに、行政だけでなく、OECMなど民間の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体とともに目指すことのできる目標とする。

- A 緑地の新たな確保面積  
(開発などにより失われる緑地の確保の視点)
- B 公園緑地の新規開園面積  
(人の利用に供する公園緑地の拡大の視点)
- C 自然地の保全管理面積  
(自然地の保全管理による緑の質の向上の視点)

基本戦略Ⅰの行動目標②

「新たな野生絶滅ZEROアクション」

【目標の概要】 ※戦略改定に伴う生きもの対策の視点  
2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための取組を様々な主体とともに実施することを目標とする。

【目標設定に伴う効果】

絶滅のおそれのある種の生息・生育環境の保全や減少要因の改善（外来種対策、持ち去り対策など）、モニタリング調査、保全に係る主体間の連携の推進、人材育成などにつながる。

成果イメージ

- ✓アズマシライトソウイ育地保全  
→CRからの絶滅を回避し改善
- ✓オガサワラカワラヒコ域外保全  
→CRからの絶滅を回避し改善

基本戦略Ⅱの行動目標

「Tokyo-NbSアクションの推進  
～自然に支えられる都市東京～」

【目標の概要】

※NbS＝Nature-based Solutions：自然を基盤とした解決策

自然を基盤とした様々な解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体などの各主体がともに推進することを目標とする。目標達成に向けて、都が自然の様々な価値を「見える化」した取組を促進し、NbSとしての効果や成果を整理して内外に発信する。

2030年までを「NbS定着の期間」とし、その後更なるNbSの取組を加速させることを想定。

【目標設定に伴う効果】

生物多様性の恵みを持続的に利用する取組やその価値を「見える化」することで更なる取組促進を図るほか、東京から発信することで都外への波及効果もねらう。

基本戦略Ⅲの行動目標

「生物多様性都民行動100%  
～一人ひとりの行動が社会を変える～」

【目標の概要】

生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、生物多様性の言葉の認知や意味の理解だけでは足りず、自分事として捉え実際に都民一人ひとりが生物多様性に配慮・貢献した行動に移すことが何よりも重要である。

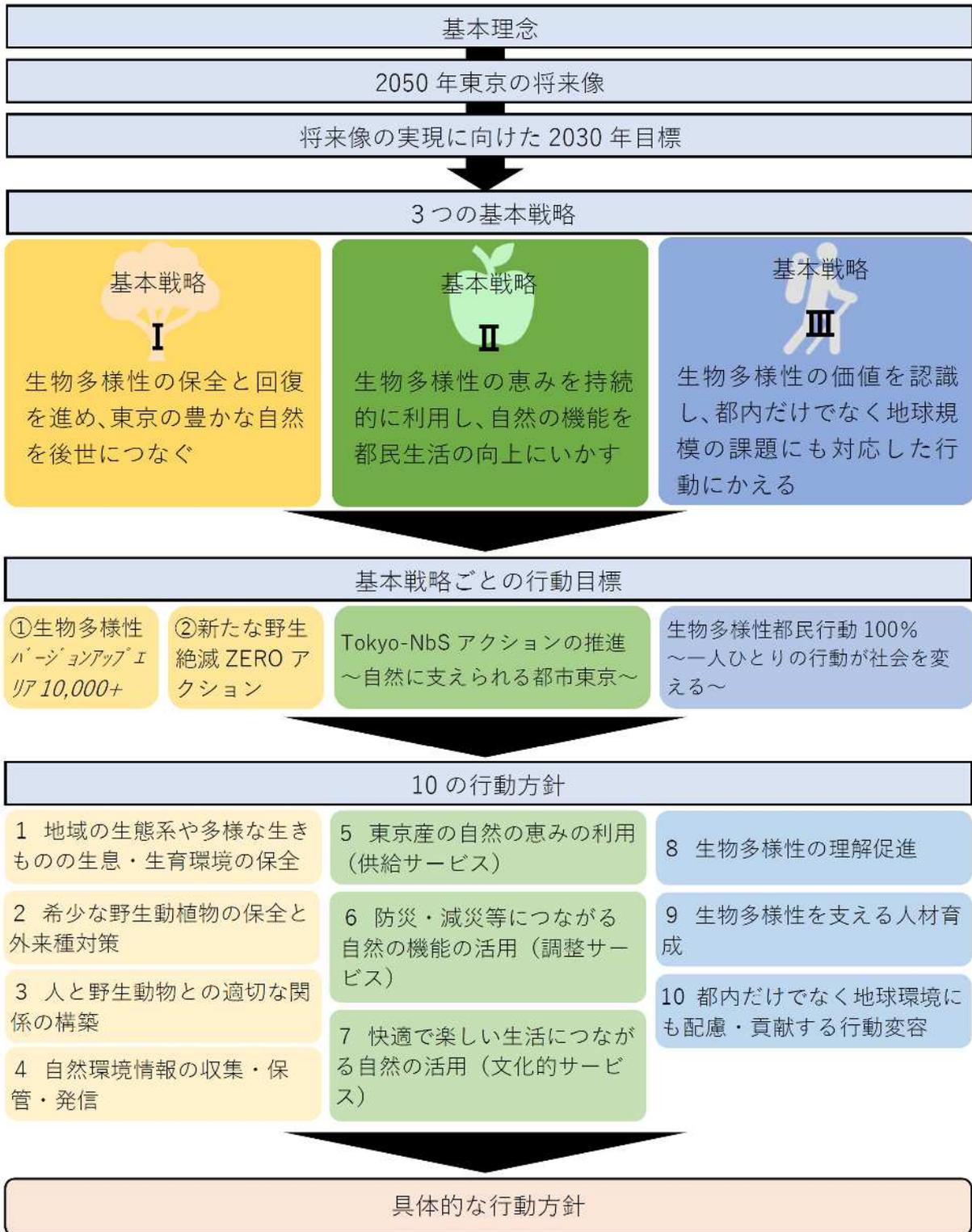
そこで、都民行動に焦点を当て、すべての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。

その指標として、定期的にアンケート調査を実施することで、都民行動を把握する。

【目標設定に伴う効果】

目標の達成に向けて、生物多様性に配慮・貢献する行動を促進することで、生物多様性に配慮・貢献する都民行動が増加していく。この取組により、都内だけでなく、都外における生物多様性への配慮・貢献も進む。

出典：「生物多様性地域戦略 2030 年目標について」（東京都 第 10 回生物多様性地域戦略改定検討会）  
東京都の生物多様性地域戦略改定における基本戦略ごとの行動目標



出典：「東京都生物多様性地域戦略の改定について（中間のまとめ素案）」（東京都）  
 東京都の生物多様性地域戦略改定における取組体系

## 2. 計画関連データ

### 2.1 生物多様性関連データ

---

**浅間山公園**

- ・哺乳類：5種
- ・鳥類：約70種  
(安定して生息しているのは36種)
- ・爬虫類：5種
- ・両生類：3種
- ・昆虫類：284種
- ・植物類：496種
- ・希少種：2013都RL&環境省RL・・・97種  
2020都RL&環境省RL・・・81種

浅間山を考える会モニタリング調査による。

**武蔵野公園**

- ・哺乳類：4種
- ・鳥類：61種
- ・爬虫類：10種
- ・両生類：3種
- ・昆虫類：250種
- ・水生生物類：90種
- ・植物類：437種
- ・希少種：2013都RL&環境省RL・・・100種  
2020都RL&環境省RL・・・84種

都立武蔵野公園動植物データベースによる。

**西府崖線(西府町1丁目)**

- ・鳥類：22種
- ・魚類：7種
- ・エビ・カニ類：2種
- ・水生昆虫類：1種
- ・陸生昆虫類：40種
- ・水生貝類：1種

西府崖線生態系調査  
(2019年度)

**武蔵台緑地**

- ・鳥類：26種
- ・昆虫類：331種
- ・木本類：60種
- ・草本類：138種
- ・シダ類：3種

府中市自然環境調査  
(2019年度)



**多摩川河川敷**

- ・鳥類：81種
- ・植物類：272種

多摩川植物調査(2019年度)  
多摩川野鳥調査(2019年度)

**多摩川**

- ・哺乳類：11種
- ・鳥類：62種
- ・爬虫類：6種
- ・両生類：7種
- ・魚類：31種
- ・陸生昆虫類：541種
- ・底生生物類：209種
- ・植物類：520種

河川水辺の国勢調査(2004~2018年度)

府中市内の生き物